



板橋区的生活安全

平成30年～令和3年の犯罪発生状況等



板橋区

いたばし生活安全都市宣言

安全で安心な暮らしを営むことは 私たち板橋区民
共通の願いです

今日の変動する社会情勢のなか 区民生活を脅かす
様々な犯罪を未然に防止することが大切です

そのためには 地域の防犯力を高めると同時に 区
民一人ひとりの防犯意識向上への取り組みが必要になっ
ています

板橋区及び板橋区民は 安全で安心なまちの実現を
めざして ここに生活安全都市を宣言します

平成17年7月1日

板 橋 区

目次

はじめに	1
全国・東京都の犯罪発生状況の概要	2
1 全国刑法犯認知件数の推移（平成 30 年から令和 3 年まで）	2
2 東京都内刑法犯認知件数の推移（平成 30 年から令和 3 年まで）	3
3 板橋区内刑法犯認知件数の推移（平成 30 年から令和 3 年まで）	4
4 板橋区内特殊詐欺認知件数の推移（平成 30 年から令和 3 年まで）	5
5 板橋区内窃盗犯認知件数の推移（平成 30 年から令和 3 年まで）	8
(1) 板橋区内窃盗犯内訳	8
(2) 侵入窃盗の罪種別認知状況	8
(3) 非侵入窃盗の罪種別認知状況	9
(4) 乗り物盗内訳	9
(5) ひったくりの推移（平成 30 年から令和 3 年まで）	10
6 板橋区内強制・公然わいせつの推移（平成 30 年から令和 3 年まで）	10
7 子どもと女性を対象とした犯罪並びに前兆事案の推移（平成 30 年から令和 3 年まで） ..	11
8 町丁目別特定犯罪発生件数（平成 30 年から令和 3 年まで）	12
火災の発生状況	14
1 東京都内の火災発生状況	14
2 板橋区内の火災発生情報	15
3 東京都内の主な出火原因	16
4 板橋区内の主な出火原因	16
5 近年急激に増えている電子レンジ火災	17
6 その他、火災等に対する取組み	18
(1) 受けてみよう！住まいの防火防災診断	18
(2) 消防団の紹介	18
(3) 街頭スタンドパイプ・街頭消火器	18
悪質商法等の状況	19
1 相談受付件数の推移	19
2 契約当事者性別割合・件数	20
3 契約当事者年代別割合・件数	21
4 販売購入形態	22

5	商品・サービス内訳.....	23
	板橋区の生活安全対策.....	25
1	板橋区生活安全協議会.....	25
2	特殊詐欺対策.....	25
3	板橋区総合安心・安全パトロール.....	26
4	通学路安全プログラム.....	26
5	いたばし子ども見守り隊.....	27
6	スクールガード.....	27
7	板橋区犯罪抑止生活安全のつどい.....	27
8	板橋区生活安全の日.....	27
9	板橋セーフティ・ネットワーク.....	28
10	地域安全マップ作製講習会の開催.....	28
11	親子体験型防犯講習会(親子で安全教室)の開催.....	28
12	防犯に関する補助金制度.....	29
	(1)地域見守り活動支援補助事業.....	29
	(2)防犯設備の整備事業費補助事業.....	29
	(3)防犯カメラ維持管理経費補助事業.....	30
13	犯罪発生情報の配信.....	30
14	板橋区防災メールの配信.....	30
15	板橋区防災・防犯ツイッターの配信.....	31
16	防犯意識啓発動画の配信.....	31
17	防犯絵本(冊子)の作成.....	31
18	消費生活相談事業.....	31
	(1)啓発リーフレットの配布.....	32
	(2)講師派遣事業.....	32
	(3)高齢者被害への対策.....	32
	関係条例.....	33
	東京都板橋区生活安全条例.....	33
	東京都板橋区暴力団排除条例.....	34

はじめに

令和3年中に区内3警察署(板橋・志村・高島平)で認知した刑法犯の認知件数は、2,563件で、前年から481件減少し、統計上過去最も多かった平成15年の1万2,070件と比べると約80%減少しています。この結果は、各警察署の検挙活動及び犯罪抑止に関する活動はもとより、地域の皆様による自主防犯活動の成果によるものと心から感謝申し上げます。

しかしながら、高齢者を狙ったオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の認知件数は、減少傾向にあるものの、令和3年は151件と前年に比べ26件増加しており、予断を許さない状況にあります。区では、特殊詐欺被害を防止するため、迷惑防止機能付き電話機や自動通話録音機を区内事業者から購入した区民に対して補助金を支出する事業や、65歳以上の区民に簡易型自動通話録音機を無償配付する事業を実施しているほか、青色防犯パトロールカーによるパトロールの強化、区ホームページ等を活用した被害発生情報等の情報発信を行っています。

身近な犯罪は、知識と意識次第で被害を防止することができます。誰もが安全・安心に暮らせる「東京で一番住みたくなるまち『いたばし』」を実現するためには、警察や行政はもとより地域全体が区内の犯罪状況や防犯活動等の情報を共有することで、防犯意識を高め、それぞれが主体となって犯罪に強いまちづくりに取り組むことが重要です。

ここに本区の犯罪発生状況の概要と生活安全対策をまとめました。本書が安心して安全に暮らせる板橋区の実現を図るうえで、区民の皆様にご活用いただければ幸いです。

なお、本書は、警察庁、警視庁、区内警察署、消防庁、区内消防署、関係機関で集計した資料に基づき作成したものです。資料の提供を含め多大なご協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

板 橋 区

全国・東京都の犯罪発生状況の概要

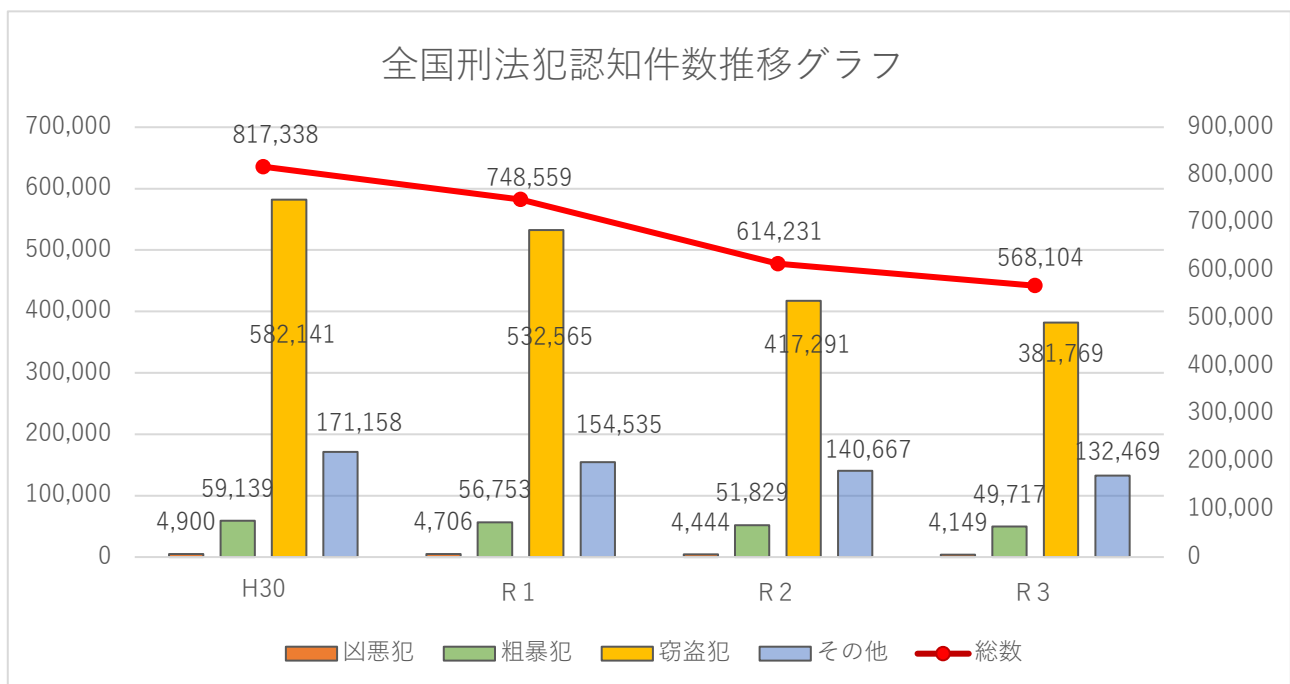
1 全国刑法犯認知件数の推移（平成30年から令和3年まで）

年 別	総 数	認 知 件 数			
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	その他
H30	81万7,338件	4,900件	5万9,139件	58万2,141件	17万1,158件
R1	74万8,559件	4,706件	5万6,753件	53万2,565件	15万4,535件
R2	61万4,231件	4,444件	5万1,829件	41万7,291件	14万667件
R3	56万8,104件	4,149件	4万9,717件	38万1,769件	13万2,469件

（警察庁資料より）（P4「用語解説1」参照）

令和3年の全国における刑法犯認知件数は、56万8,104件で統計上過去最多であった平成14年の285万3,739件から約80%減少している。

侵入窃盗や自転車盗を含む窃盗犯は、平成30年と比較すると、約35%と大きく減少しているが、凶悪犯、粗暴犯は、いずれも約15%の減少であり、大きく減少はしていない。



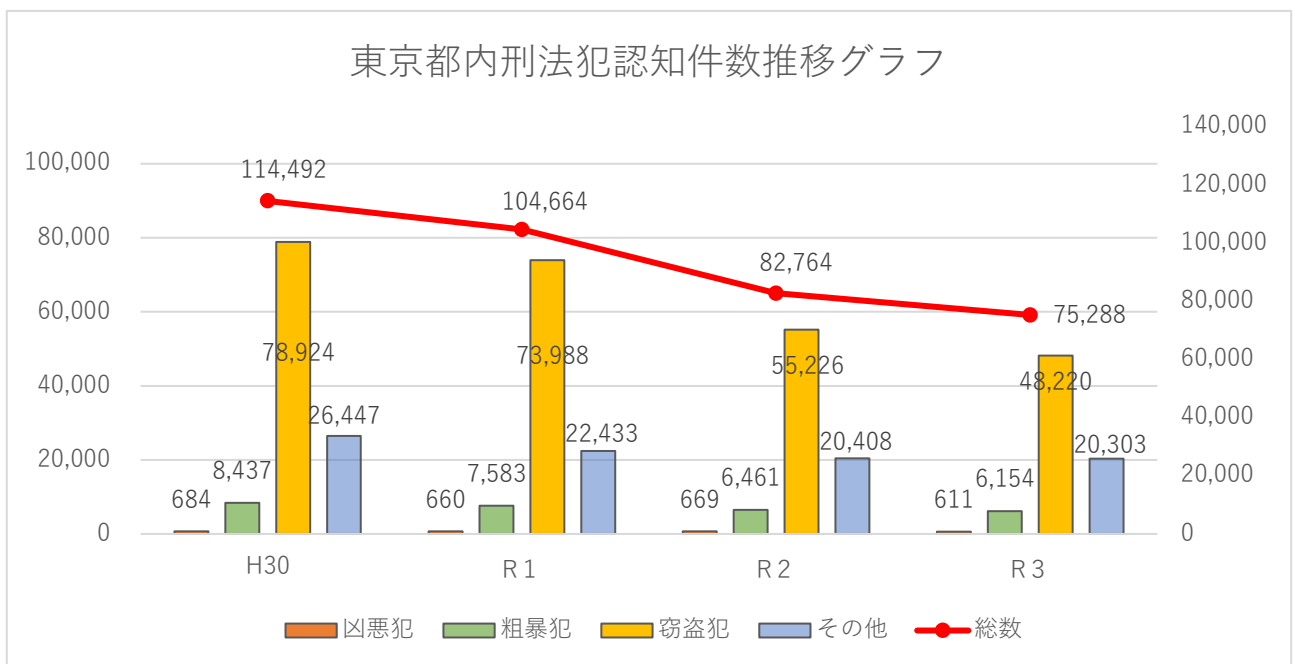
2 東京都内刑法犯認知件数の推移（平成30年から令和3年まで）

年 別	総 数	認 知 件 数			
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	その他
H30	11万4,492件	684件	8,437件	7万8,924件	2万6,447件
R1	10万4,664件	660件	7,586件	7万3,988件	2万2,430件
R2	8万2,764件	669件	6,461件	5万5,226件	2万408件
R3	7万5,288件	611件	6,154件	4万8,220件	2万303件

（警視庁資料より）（P4「用語解説1」参照）

令和3年の東京都内における刑法犯認知件数は、7万5,288件で統計上過去最多であった平成14年の30万1,913件から約75%減少している。

全国の刑法犯認知件数のうち、東京都内で発生した割合は、平成30年・令和元年がともに約14%、令和2年・令和3年が約13%であり、若干ではあるが全体に占める割合が減少している。



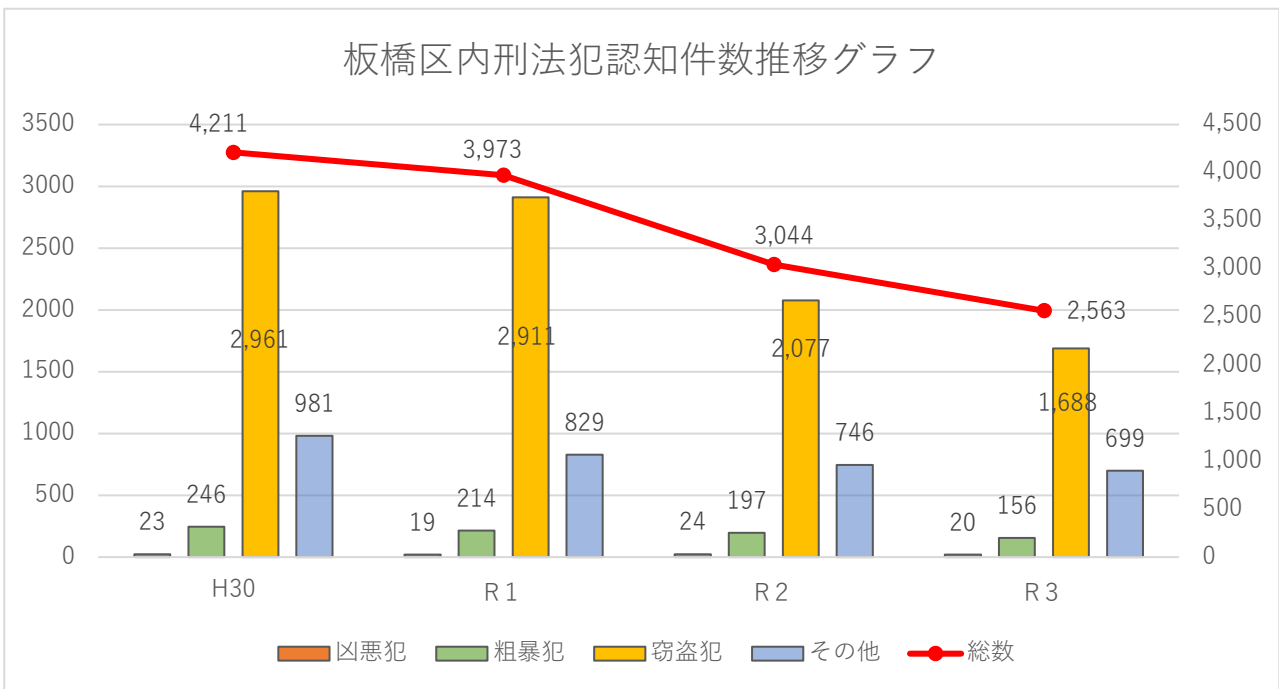
3 板橋区内刑法犯認知件数の推移（平成30年から令和3年まで）

年 別	総 数	認 知 件 数			
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	その他
H30	4,211 件	23 件	246 件	2,961 件	981 件
R 1	3,973 件	19 件	214 件	2,911 件	829 件
R 2	3,044 件	24 件	197 件	2,077 件	746 件
R 3	2,563 件	20 件	156 件	1,688 件	699 件

（警視庁資料より）（P4「用語解説1」参照）

令和3年の板橋区内における刑法犯認知件数は、2,563件で統計上過去最多であった平成15年の1万2,070件から約80%減少している。

前年と比較すると、凶悪犯（-4件）、粗暴犯（-41件）、窃盗犯（-389件）、その他（-47件）と減少している。



用語解説1（P2～4）

凶悪犯…殺人、強盗、放火等

粗暴犯…暴行、傷害等

窃盗犯…侵入窃盗、非侵入窃盗

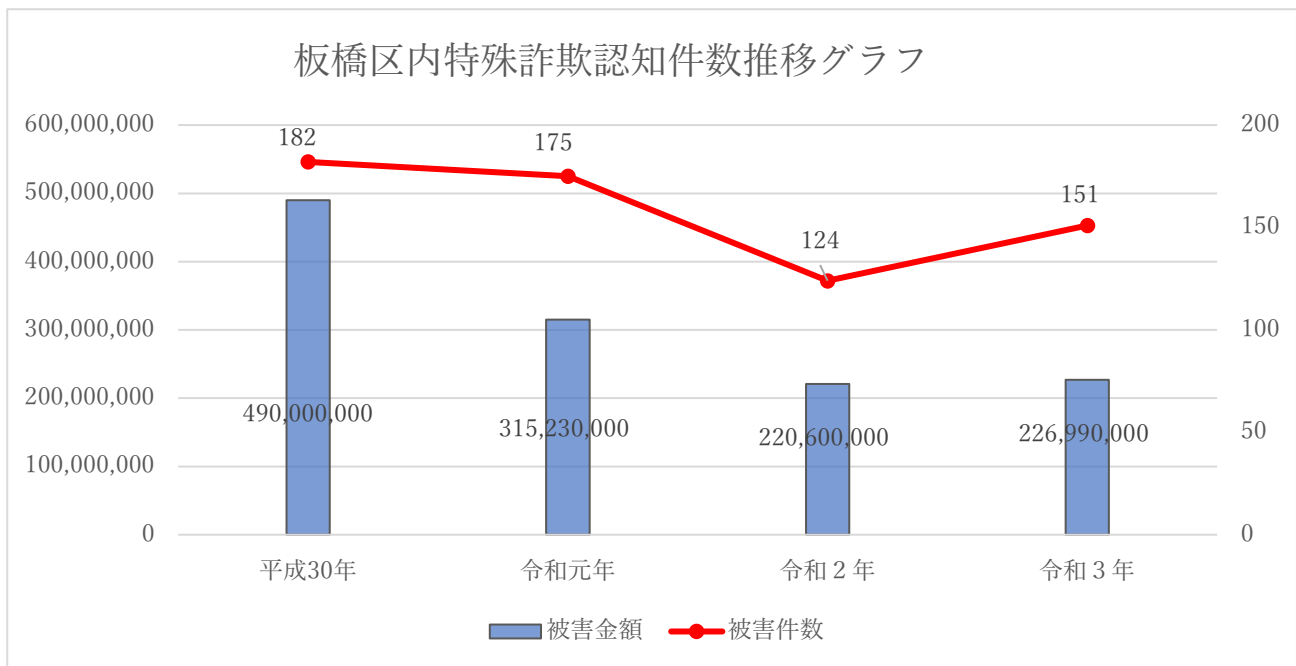
その他…知能犯、風俗犯、公務執行妨害、住居侵入等、上記以外の刑法犯

4 板橋区内特殊詐欺認知件数の推移（平成30年から令和3年まで）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
被害件数	182件	175件	125件	151件
被害金額	4億1,374万円	3億1,519万円	2億2,289万円	2億1,479万円

（区内警察署資料より（令和4年11月末時点））

特殊詐欺の認知件数は、新型コロナウイルスの影響により、外出自粛やリモートワークを余儀なくされた令和2年に被害件数が大きく減少したが、令和3年は増加に転じた。

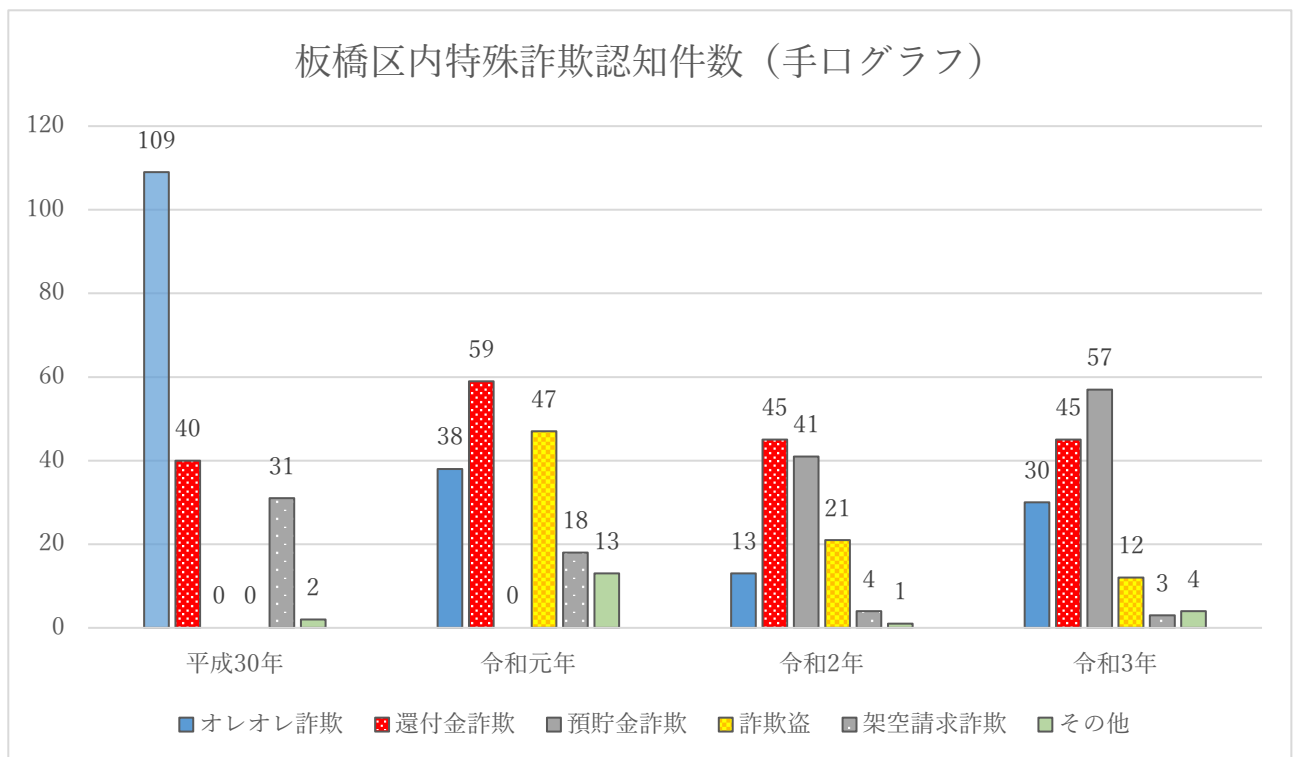


板橋区内特殊詐欺手口

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
オレオレ詐欺	109 件	38 件	13 件	30 件
還付金詐欺	40 件	59 件	45 件	45 件
預貯金詐欺	0 件	0 件	41 件	57 件
詐欺盗	0 件	47 件	21 件	12 件
架空請求詐欺	31 件	18 件	4 件	3 件
その他	2 件	13 件	1 件	4 件

(区内警察署資料より(令和4年11月末時点)) (P7「用語解説2」参照)

平成30年は、子どもや孫を装ったオレオレ詐欺が109件と全体の約60%を占めていたが、令和元年に38件と急激に減少した。それに変わって還付金詐欺や詐欺盗が急増している。また令和2年より、新しく警察官等を装い、キャッシュカードや預金通帳をだまし取る手口の預貯金詐欺が増加していることから、特殊詐欺の手口がより巧妙化・複雑化していることがいえる。



用語解説2 (P6「板橋区内特殊詐欺手口」の説明)

オレオレ詐欺…親族、警察官、弁護士を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭をだまし取る手口。

還付金詐欺…税金や医療費等の還付金を受け取るために必要な手続きを装って、被害者にATMを操作させ、口座間送金により、財産上の不法の利益を得る手口。

預貯金詐欺…警察官等を装い、「口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換が必要」等の名目でキャッシュカード、クレジットカード、預金通帳等をだまし取る手口。

詐欺盗…銀行協会等を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカードを準備させた上で、被害者の隙を見て、キャッシュカード等を窃取する手口。

架空請求詐欺…未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取る手口。

その他…交際あっせん詐欺や融資保証金詐欺、金融商品詐欺等の手口。

5 板橋区内窃盗犯認知件数の推移（平成30年から令和3年まで）

（1）板橋区内窃盗犯内訳

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数		2,961件	2,901件	2,077件	1,688件
内訳	侵入窃盗	162件	135件	95件	84件
	非侵入窃盗	2,799件	2,776件	1,982件	1,604件

（警視庁資料より）

平成30年と比較すると、窃盗犯の総数は約40%減少しており、侵入窃盗が約50%、非侵入窃盗が約43%減少した。

（2）侵入窃盗の罪種別認知状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
金庫破り	0件	4件	3件	1件
学校荒し	4件	2件	5件	2件
事務所荒し	10件	10件	8件	7件
出店荒し	25件	30件	23件	24件
空き巣	75件	47件	28件	20件
忍込み	12件	8件	8件	1件
居空き	7件	9件	3件	2件
その他	29件	25件	17件	27件

（警視庁資料より）

平成30年と比較すると、空き巣が約63%、忍込みが約92%、居空きが約62%と大きく減少した。

(3) 非侵入窃盗の罪種別認知状況

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
乗 り 物 盗	1,604 件	1,582 件	1,014 件	812 件
車 上 ね ら い	138 件	146 件	80 件	73 件
自 販 機 ね ら い	13 件	42 件	9 件	2 件
工 事 場 ね ら い	13 件	8 件	9 件	10 件
す り	21 件	15 件	6 件	3 件
ひ っ た く り	11 件	7 件	1 件	2 件
置 引 き	44 件	27 件	18 件	20 件
万 引 き	411 件	361 件	401 件	329 件
そ の 他	544 件	588 件	444 件	353 件

(警視庁資料より)

被害件数が多い乗り物盗が、平成 30 年と比較すると約 50%と大きく減少したことにより、窃盗犯全体の被害件数も減少した。

(4) 乗り物盗内訳

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	
総 数	1,604 件	1,582 件	1,014 件	812 件	
内 訳	自 動 車 盗	4 件	5 件	2 件	18 件
	オ ー ト バ イ 盗	45 件	58 件	40 件	29 件
	自 転 車 盗	1,555 件	1,519 件	972 件	765 件

(警視庁資料より)

平成 30 年と比較すると、自転車盗は約 50%と大きく減少したが、自動車盗は約 4.5 倍と急激に増加している。

(5) ひったくりの推移（平成30年から令和3年まで）

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
ひったくり被害件数		11件	7件	1件	2件
性別	男性	5名	1名	0名	0名
	女性	6名	6名	1名	2名
年代	30歳未満	1名	1名	0名	0名
	30歳代	3名	3名	0名	1名
	40歳代	0名	0名	0名	0名
	50歳代	3名	0名	0名	0名
	60歳代	2名	2名	0名	0名
	70歳以上	2名	1名	1名	1名

（警視庁資料より）

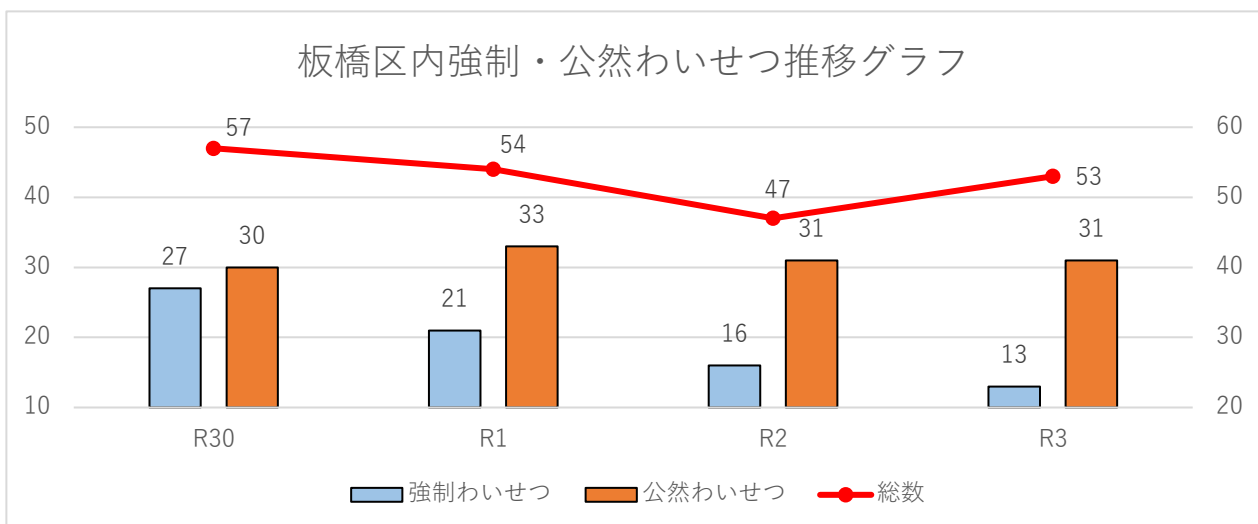
平成30年と比較すると、ひったくりの被害件数は約90%と大きく減少している。被害者の約70%が女性である。

6 板橋区内強制・公然わいせつの推移（平成30年から令和3年まで）

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数		57件	54件	47件	53件
内訳	強制わいせつ	27件	21件	16件	13件
	公然わいせつ	30件	33件	31件	40件

（区内警察署資料より）

わいせつ事犯の総数は、ほぼ横ばいであるが、近年の板橋区の傾向として、強制わいせつが減少傾向にあり、公然わいせつは増加傾向にある。

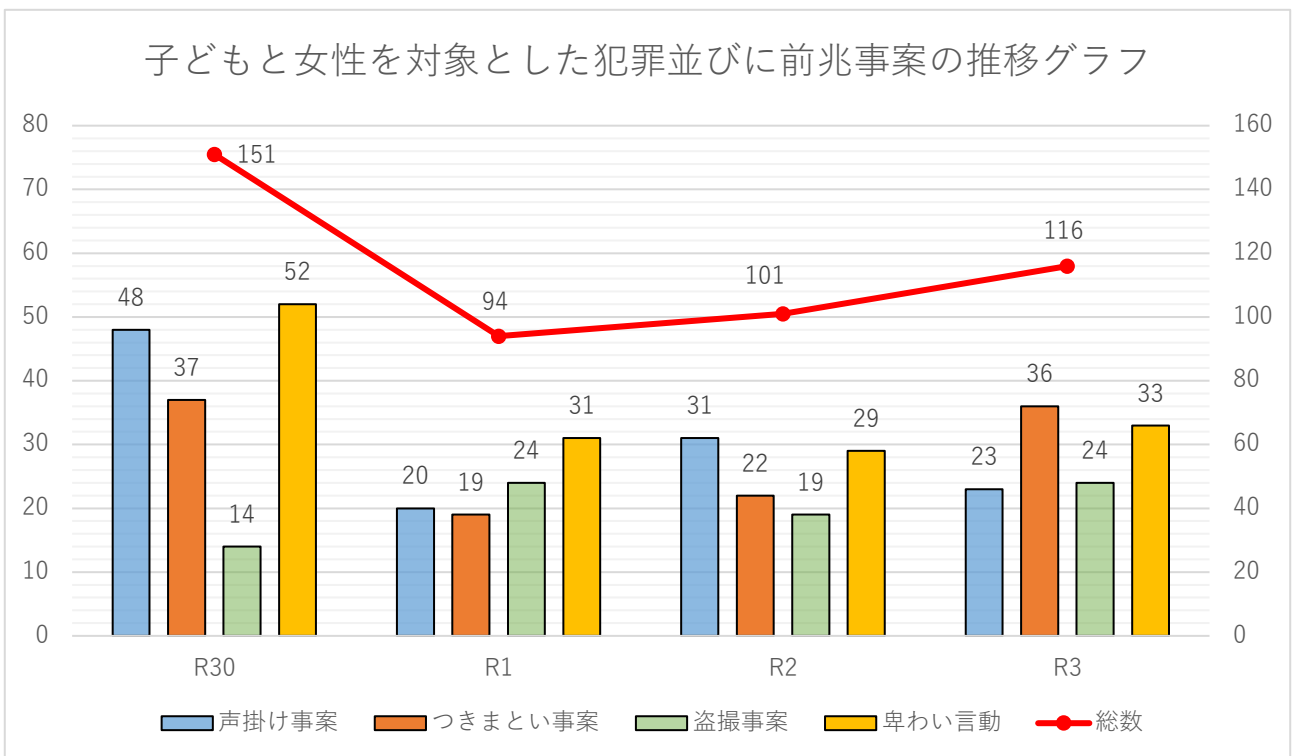


7 子どもと女性を対象とした犯罪並びに前兆事案の推移（平成30年から令和3年まで）

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数		151件	94件	101件	116件
内訳	声掛け事案	48件	20件	31件	23件
	つきまとい事案	37件	19件	22件	36件
	盗撮事案	14件	24件	19件	24件
	卑わい言動	52件	31件	29件	33件

（区内警察署資料より）

平成30年と比較して、令和元年に総数が-57件と大きく減少したが、その後は増加傾向にある。



8 町丁目別特定犯罪発生件数（平成30年から令和3年まで）

町丁目	侵入窃盗	ひったくり	詐欺	町丁目	侵入窃盗	ひったくり	詐欺
板橋一	8件	0件	14件	小茂根二	11件	0件	5件
板橋二	5件	0件	17件	小茂根三	1件	0件	1件
板橋三	5件	0件	4件	小茂根四	5件	0件	6件
板橋四	4件	1件	10件	小茂根五	1件	0件	1件
加賀一	0件	0件	4件	常盤台一	6件	1件	15件
加賀二	0件	0件	5件	常盤台二	5件	1件	1件
大山東町	7件	0件	20件	常盤台三	2件	0件	4件
大山金井町	2件	0件	9件	常盤台四	5件	0件	12件
熊野町	4件	1件	3件	南常盤台一	6件	0件	7件
中丸町	5件	0件	8件	南常盤台二	9件	0件	8件
南町	6件	0件	5件	東新町一	6件	0件	7件
稲荷台	0件	0件	2件	東新町二	1件	0件	4件
仲宿	9件	2件	7件	上板橋一	2件	0件	2件
氷川町	1件	1件	12件	上板橋二	7件	1件	4件
栄町	2件	0件	8件	上板橋三	3件	1件	5件
大山町	10件	0件	13件	清水町	4件	0件	6件
大山西町	3件	0件	3件	蓮沼町	6件	0件	10件
幸町	2件	1件	8件	大原町	5件	0件	9件
中板橋	3件	0件	8件	泉町	2件	0件	3件
仲町	2件	1件	5件	宮本町	6件	0件	4件
弥生町	5件	0件	11件	志村一	5件	0件	13件
本町	3件	1件	12件	志村二	7件	0件	10件
大和町	4件	0件	10件	志村三	3件	0件	9件
双葉町	6件	0件	5件	坂下一	2件	0件	12件
富士見町	3件	0件	6件	坂下二	4件	0件	11件
大谷口上町	3件	0件	5件	坂下三	1件	0件	20件
大谷口北町	6件	0件	6件	東坂下一	0件	0件	2件
大谷口一	2件	0件	0件	東坂下二	0件	0件	2件
大谷口二	5件	0件	4件	小豆沢一	3件	0件	5件
向原一	3件	0件	2件	小豆沢二	3件	0件	10件
向原二	3件	0件	5件	小豆沢三	2件	0件	6件
向原三	2件	0件	7件	小豆沢四	6件	0件	7件
小茂根一	2件	0件	4件	西台一	4件	0件	5件

町丁目	侵入窃盗	ひったくり	詐欺	町丁目	侵入窃盗	ひったくり	詐欺
西台二	1件	0件	0件	三園二	0件	0件	2件
西台三	4件	0件	4件	成増一	7件	1件	15件
西台四	0件	0件	3件	成増二	7件	0件	12件
中台一	3件	0件	6件	成増三	3件	0件	13件
中台二	1件	0件	6件	成増四	2件	0件	9件
中台三	3件	0件	12件	成増五	3件	0件	4件
若木一	7件	0件	13件	徳丸一	5件	0件	13件
若木二	4件	0件	5件	徳丸二	6件	0件	9件
若木三	2件	0件	2件	徳丸三	5件	0件	9件
蓮根一	1件	0件	4件	徳丸四	4件	0件	5件
蓮根二	4件	0件	13件	徳丸五	1件	0件	1件
蓮根三	3件	1件	17件	徳丸六	4件	1件	10件
相生町	1件	0件	3件	徳丸七	0件	0件	2件
前野町一	5件	0件	2件	徳丸八	1件	0件	2件
前野町二	4件	0件	9件	東山町	5件	0件	5件
前野町三	8件	0件	10件	桜川一	0件	0件	0件
前野町四	4件	0件	9件	桜川二	2件	0件	3件
前野町五	2件	0件	5件	桜川三	3件	0件	2件
前野町六	3件	0件	15件	高島平一	12件	0件	23件
赤塚一	4件	0件	6件	高島平二	0件	1件	32件
赤塚二	5件	0件	7件	高島平三	2件	0件	20件
赤塚三	4件	1件	9件	高島平四	9件	0件	3件
赤塚四	5件	0件	9件	高島平五	9件	0件	8件
赤塚五	5件	0件	7件	高島平六	0件	0件	1件
赤塚六	1件	0件	7件	高島平七	8件	0件	7件
赤塚七	2件	0件	4件	高島平八	4件	0件	6件
赤塚八	0件	0件	3件	高島平九	2件	2件	8件
赤塚新町一	4件	0件	5件	新河岸一	1件	0件	7件
赤塚新町二	1件	0件	5件	新河岸二	0件	0件	7件
赤塚新町三	2件	1件	14件	新河岸三	1件	0件	1件
四葉一	2件	0件	3件	舟渡一	3件	1件	5件
四葉二	1件	0件	4件	舟渡二	2件	0件	6件
大門	1件	0件	1件	舟渡三	1件	0件	1件
三園一	9件	0件	5件	舟渡四	0件	0件	1件

(警視庁資料より)

火災の発生状況

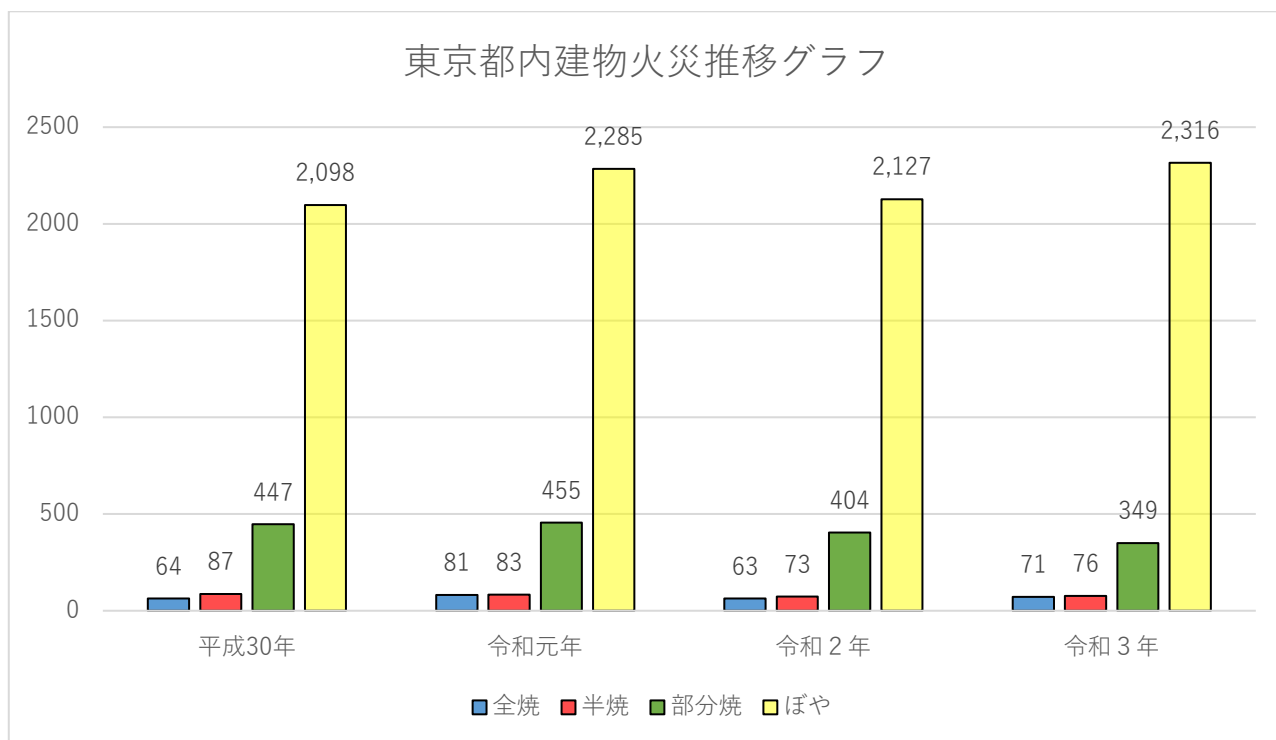
1 東京都内の火災発生状況

年別	合計	建物火災					林野	車両	船舶	その他	治外法権	管外からの延焼炎	死者※	負傷者
		小計	全焼	半焼	部分焼	ぼや								
H30	3,973	2,696	64	87	447	2,098	2	225	3	1,046	1	-	86 (12)	798
R 1	4,089	2,904	81	83	455	2,285	5	206	1	969	3	1	108 (17)	705
R 2	3,694	2,667	63	73	404	2,127	1	216	-	809	1	-	86 (10)	710
R 3	3,939	2,812	71	76	349	2,316	6	215	1	901	4	-	86 (14)	664

※（ ）内は自殺行為によるもの。

(東京消防庁資料より)

東京都内の火災発生状況は、令和2年に減少しているものの、概ね横ばいで推移している。建物火災の約80%は「ぼや」火災である。



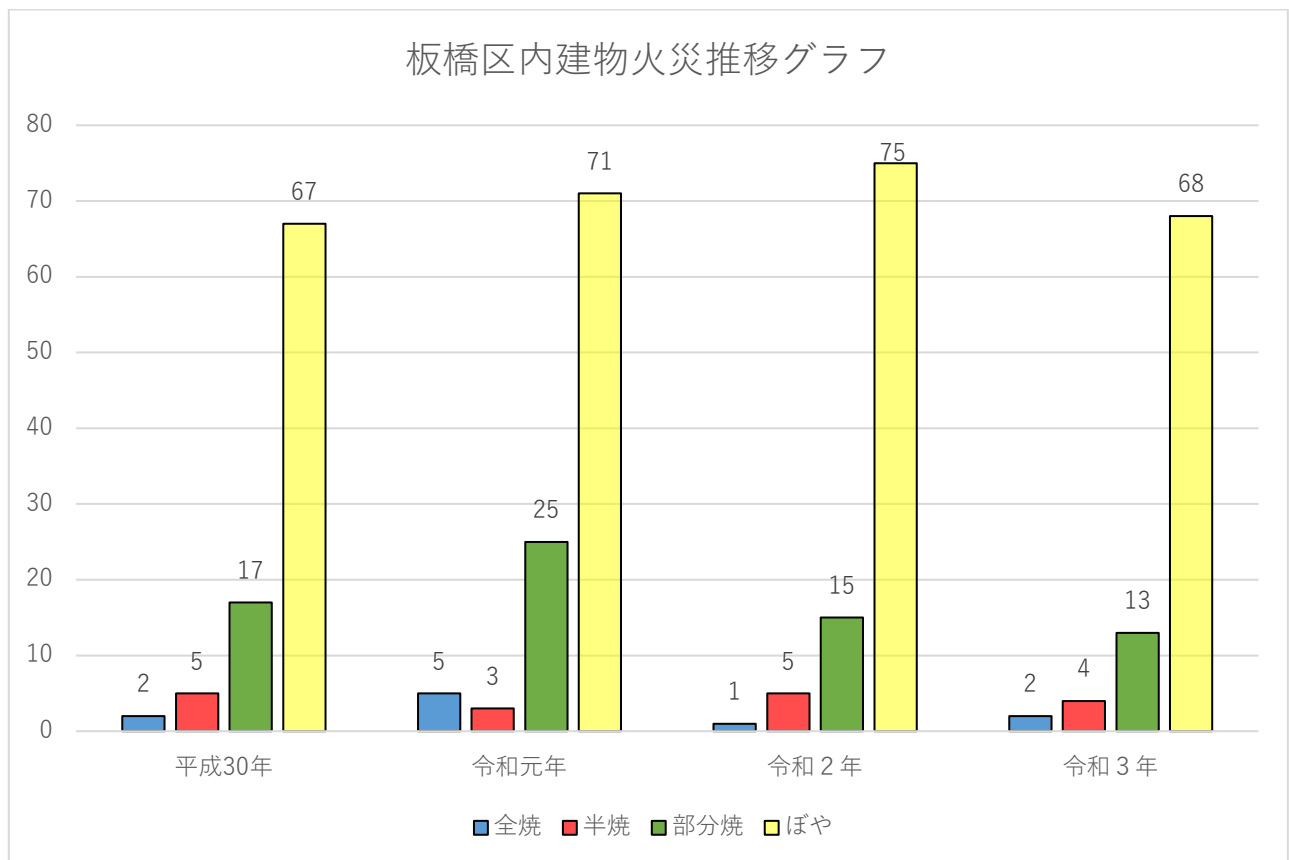
2 板橋区内の火災発生情報

年別	合計	建物火災					林野	車両	船舶	その他	治外法権	管外からの延焼炎	死者※	負傷者
		小計	全焼	半焼	部分焼	ぼや								
H30	131	91	2	5	17	67	0	7	0	33	0	0	4 (1)	42
R1	158	104	5	3	25	71	0	11	0	43	0	0	6 (2)	35
R2	123	96	1	5	15	75	0	3	0	24	0	0	3 (1)	22
R3	135	87	2	4	13	68	0	4	0	44	0	0	5 (1)	24

※（ ）内は自殺行為によるもの。

(区内消防署資料より)

板橋区内の火災の発生状況は、令和元年に若干増加したものの、概ね横ばいで推移している。建物火災の約75%は「ぼや」火災である。



3 東京都内の主な出火原因

発生件数	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
1 位	放火・放火疑い (705 件)	たばこ (690 件)	放火・放火疑い (641 件)	放火・放火疑い (590 件)
2 位	たばこ (651 件)	放火・放火疑い (639 件)	たばこ (580 件)	たばこ (583 件)
3 位	ガステーブル等 (305 件)	ガステーブル等 (347 件)	ガステーブル等 (399 件)	ガステーブル等 (361 件)
4 位	業務用ガスこんろ (98 件)	業務用ガスこんろ (110 件)	業務用ガスこんろ (72 件)	業務用ガスこんろ (90 件)

(東京消防庁資料より)

令和元年を除き、いずれの年も、放火・放火疑いが最も多い出火原因となっている。令和元年は、たばこが最も多い出火原因となっている。

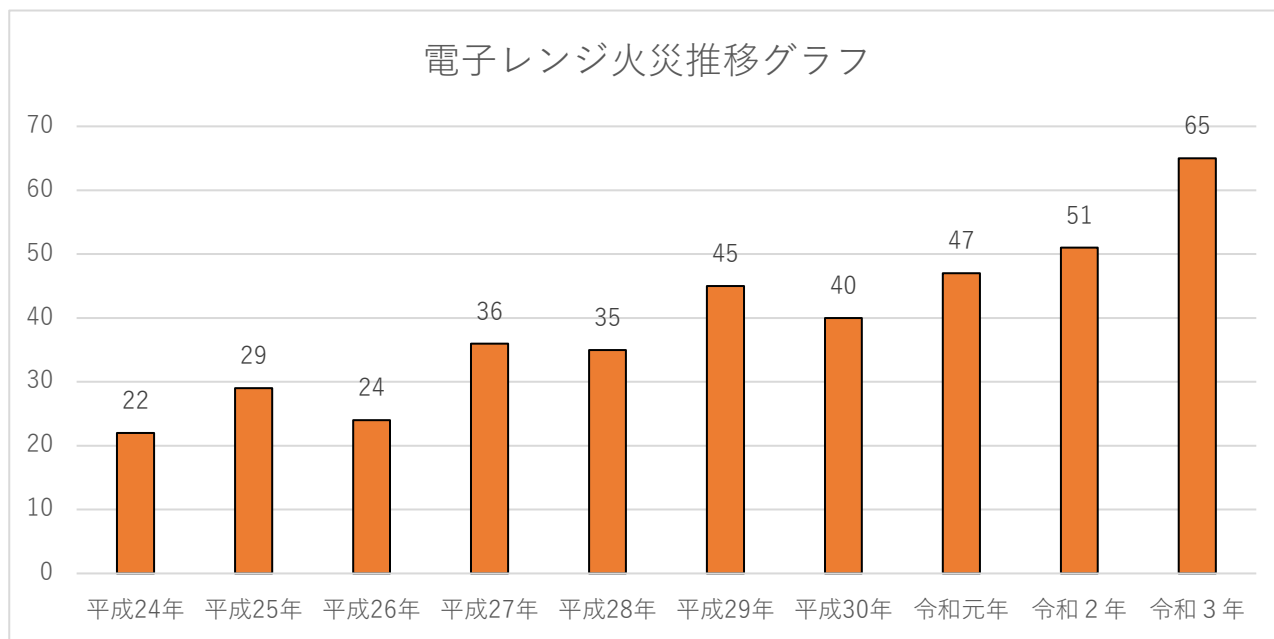
4 板橋区内の主な出火原因

発生件数	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
1 位	電気関係 (48 件)	電気関係 (43 件)	電気関係 (31 件)	電気関係 (42 件)
2 位	放火・放火疑い (36 件)	放火・放火疑い (37 件)	放火・放火疑い (25 件)	放火・放火疑い (36 件)
3 位	たばこ (18 件)	たばこ (26 件)	ガステーブル等 (26 件)	たばこ (18 件)
4 位	ガステーブル等 (8 件)	ガステーブル等 (10 件)	たばこ (12 件)	ガステーブル等 (11 件)

(区内消防署資料より)

板橋区内では、平成 30 年から令和 3 年まで電気関係が最も多い出火原因になっている。

5 近年急激に増えている電子レンジ火災



(東京消防庁資料より)

東京消防庁管内では、電子レンジで食材を長時間過熱しすぎて火災になるなど、誤った使用による火災が増えています。

令和3年には、65件（速報値）発生し、平成24年から令和3年までの10年間で、約3倍増加したことになります。正しく利用し、電子レンジによる火災を防ぎましょう。

火災になった場合は、119番通報を実施してください。あわててレンジの扉を開け、燃えている物を取り出そうとして着衣へ着火し、死傷した事例もあることから、落ち着いた行動を心がけましょう。

電子レンジ火災時の対応

扉を開けずに
電源を遮断する。

扉を閉めたまま、
あわてずに中の
様子を見る。

火が消えなければ、
扉を閉めたまま、消
火器具を用意する。

6 その他、火災等に対する取組み

(1) 受けてみよう！住まいの防火防災診断

高齢者や障がい者の方など、災害時に支援が必要な方のお宅を消防署職員が訪問し、火災、地震、家庭内事故等の危険性についてアドバイスなどを無料で行っております。診断の所要時間は約 30 分程度です。最寄りの消防署まで、お気軽にご相談・お問合せください。

●板橋消防署…03-3964-0119 ●志村消防署…03-5398-0119

(2) 消防団の紹介

消防団とは、普段は本業の仕事を持ちながら、火災発生時における消火活動、地震や風水害といった大規模災害発生時における救助・救出活動・警戒巡視、避難誘導などを行う消防機関の一つです。

区内には板橋、志村消防団があり、災害時以外にも平常時には訓練のほか、応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動などの、地域における消防力・防災力の向上や地域のコミュニティの維持・振興において重要な役割を担っています。

※令和4年4月現在 558名（うち女性 93名）

【入団資格】

- 1 板橋区内に居住、もしくは勤務している方
- 2 18歳以上の健康な方
会社員、自営業者、学生、主婦など幅広い職業、年齢層の方が男女問わず消防団員として活躍しています。

※消防団に入団を希望される方は最寄りの消防署へご連絡ください。

●板橋消防署…03-3964-0119 ●志村消防署…03-5398-0119

(3) 街頭スタンドパイプ・街頭消火器

火災発生時における初期消火体制の強化を図るため、街頭消火器のほかに街頭スタンドパイプを設置しました。いつでも早期に使えるように街頭スタンドパイプと街頭消火器の設置場所を確認しておきましょう。

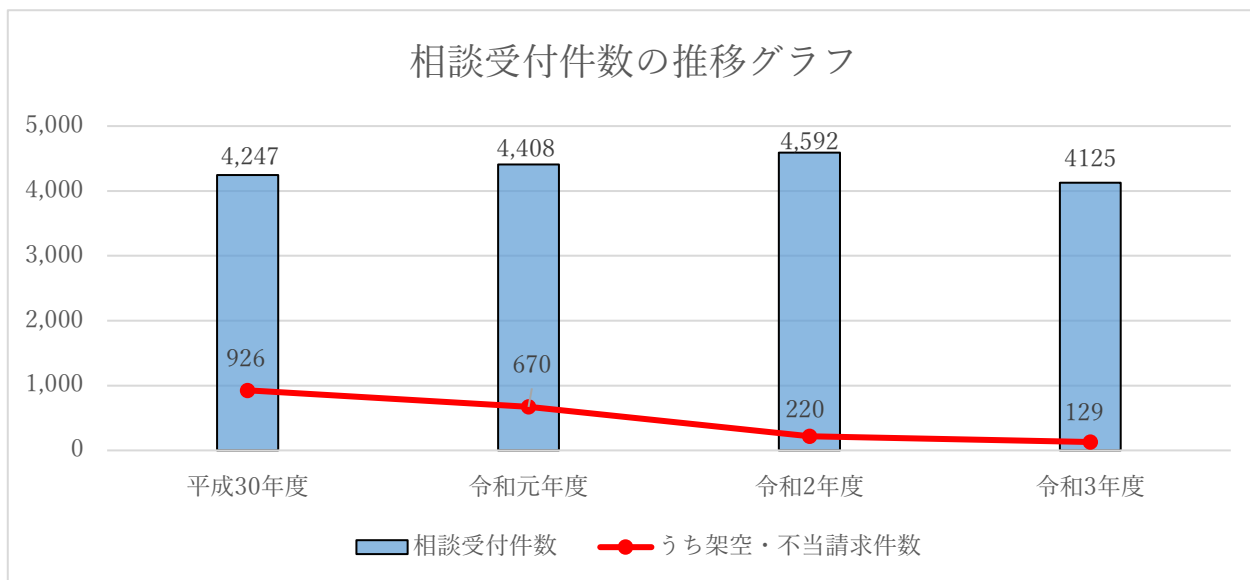
街頭スタンドパイプ・街灯消火器の設置位置の確認は、下記までお問合せください。

【問合せ先】

街頭スタンドパイプ：地域防災支援課 地域支援係 03-3579-2152
街頭消火器：地域防災支援課 地域防災係 03-3579-2151

悪質商法等の状況

1 相談受付件数の推移



消費生活相談の件数は、平成30年度4,247件、令和元年度4,408件、令和2年度4,592件と上昇傾向であったが、令和3年度は4,125件と減少している。

架空・不当請求の相談件数は、平成30年度は926件、令和元年度は670件（前年度比27.6%減）、令和2年度は220件（前年度比67.2%減）、令和3年度は129件（前年度比41.4%減）となっており、減少傾向にある。

相談方法別件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
来所相談	397件	369件	174件	173件
電話相談	3,843件	4,031件	4,415件	3,946件
文書相談	7件	8件	3件	6件
合計	4,247件	4,408件	4,592件	4,125件

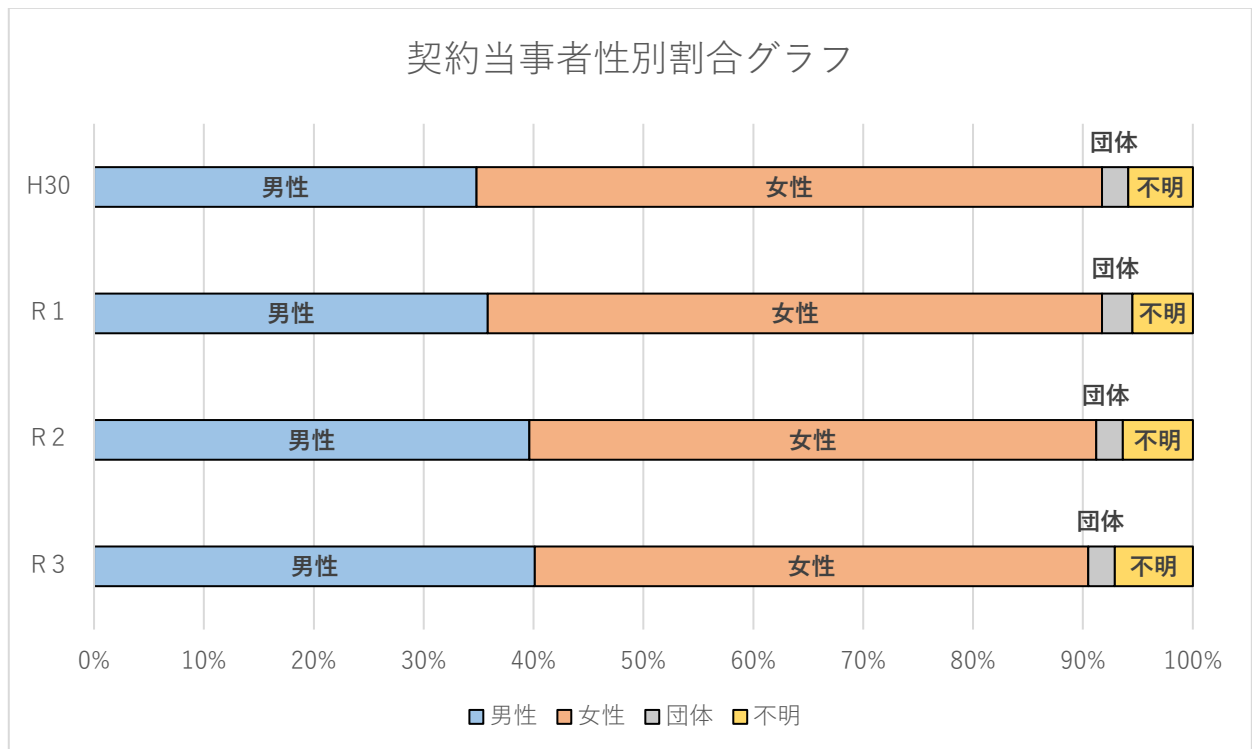
令和3年度の消費者センターへの相談は、電話による相談が最も多く、相談受付総数の95.7%を占めている。続いて、来所による相談が4.2%を占めている。

2 契約当事者性別件数・割合

契約当事者性別件数

年 度	男性	女性	団体	不明	合計
H30	1,478 件	2,418 件	101 件	250 件	4,247 件
R 1	1,580 件	2,464 件	122 件	242 件	4,408 件
R 2	1,819 件	2,369 件	111 件	293 件	4,592 件
R 3	1,655 件	2,077 件	100 件	293 件	4,125 件

契約当事者の属性を性別で見ると、平成 30 年度は男性が 34.8%、女性は 56.9%で、その差は 22.1 ポイント、令和元年度は、男性が 35.8%、女性が 55.9%で、その差は 20.1 ポイント、令和 2 年度は、男性 39.6%、女性 51.6%で、その差は 12.0 ポイント、令和 3 年度は、男性 40.1%、女性 50.4%で、その差は、10.3 ポイントであった。



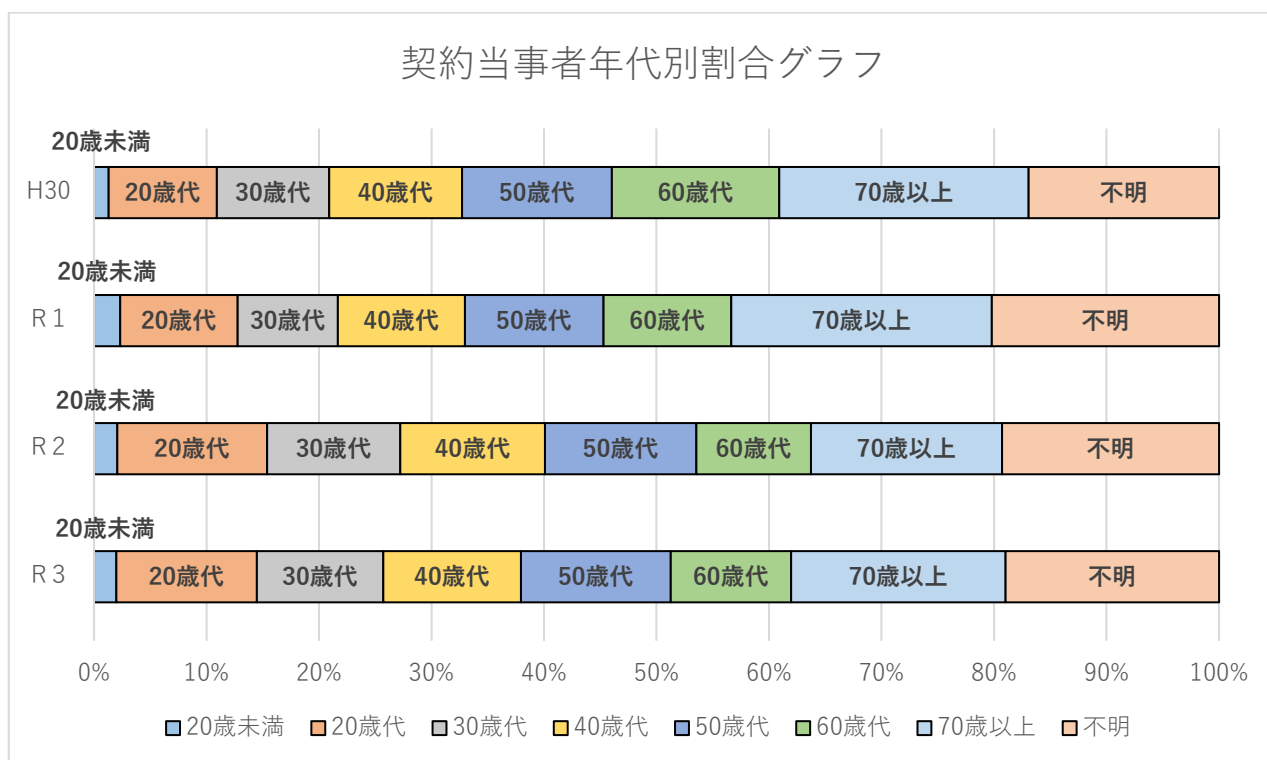
3 契約当事者年代別件数・割合

契約当事者年代別件数

年 度	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不 明	合 計
H30	55件	409件	424件	501件	566件	632件	942件	718件	4,247件
R 1	102件	461件	393件	497件	543件	501件	1,021件	890件	4,408件
R 2	95件	611件	544件	591件	618件	467件	781件	885件	4,592件
R 3	82件	515件	464件	504件	550件	441件	786件	783件	4,125件

契約当事者の属性を年代別で見ると、20歳未満の相談は少なく、70歳以上の相談が最も多くあった。

平成30年度から令和3年度までの各年代別で比べても、多少の増減はあるもののほぼ変わりはない。



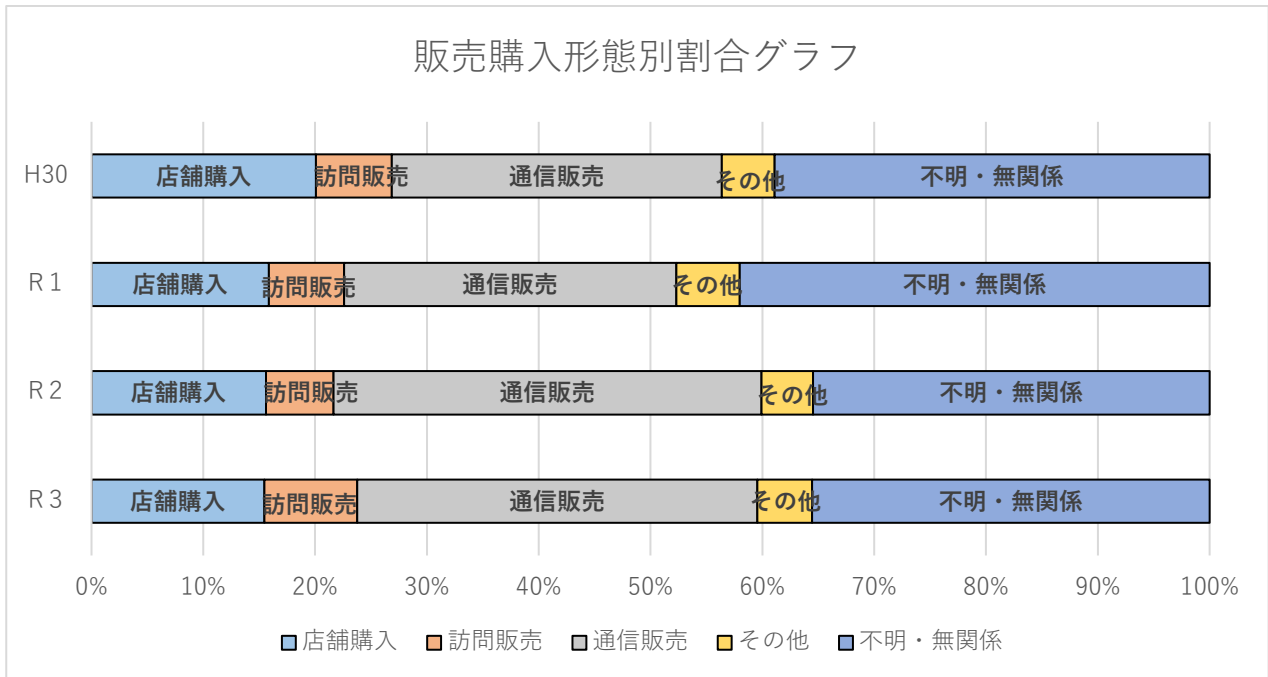
4 販売購入形態

販売購入形態別件数

年 度	店 舗 購 入	訪 問 販 売	通 信 販 売	マ ル チ ま が い	マ ル チ ・	電 話 勧 誘 販 売	ネ ガ テ ィ ブ オ プ シ ョ ン	訪 問 購 入	そ の 他 無 店 舗	不 明 ・ 無 関 係
H30	853 件	288 件	1,253 件	40 件		121 件	1 件	17 件	22 件	1,652 件
R 1	699 件	297 件	1,310 件	58 件		153 件	8 件	17 件	13 件	1,853 件
R 2	716 件	278 件	1,758 件	44 件		105 件	22 件	24 件	16 件	1,629 件
R 3	638 件	342 件	1,476 件	28 件		118 件	8 件	31 件	17 件	1,467 件

(P24「用語解説3」参照)

平成30年度から令和3年度までの販売購入形態別割合をみると、店舗購入、訪問販売、通信販売がいずれの年も上位を占めている。



※「その他」はマルチ・マルチまがい、電話勧誘販売、ネガティブ・オプション、訪問購入、その他無店舗を示す。

5 商品・サービス内訳

相談の多い商品・サービス

順位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1	商品一般 (869 件)	商品一般 (723 件)	商品一般 (357 件)	不動産貸借 (320 件)
2	デジタルコンテンツ (384 件)	不動産貸借 (283 件)	デジタルコンテンツ (331 件)	商品一般 (280 件)
3	不動産貸借 (267 件)	デジタルコンテンツ (258 件)	不動産貸借 (327 件)	工事・建築 (164 件)
4	フリーローン・サラ金 (95 件)	他の健康食品 (120 件)	他の健康食品 (183 件)	役務その他のサービス (110 件)
5	工事・建築 (91 件)	工事・建築 (110 件)	役務その他のサービス (13 件 3)	修理サービス (84 件)

(P24「用語解説4」参照)

相談の内容を商品・サービス別にみると、商品一般の相談が、令和3年度は第2位となったものの、平成30年度から令和2年度までは第1位であり、4年間を通じて多く寄せられている。

また、不動産貸借の相談も多く寄せられている。

用語解説3 (P22「4 販売購入形態」の説明)

店舗購入…店舗での販売。

訪問販売…家庭や、職場への訪問による販売（1日だけ開催する展示販売も含む）。主な相談事例は、布団、浄水器、屋根裏・床下等リフォーム工事。

通信販売…通信手段(郵便、電話、携帯電話、電報、ファクシミリ、パソコン通信、コンピュータオンラインネットワークなど)を用いての販売。主な相談事例は、架空・不当請求。

マルチ・マルチまがい…販売組織に加入し、購入した商品を知人などに売ることによって組織に勧誘し、それぞれが更に加加入者を増やすことによってマージンが入るとうたう販売。

電話勧誘販売…業者が消費者に電話をかけ、または、特定のやり方で電話をかけさせ、その電話における勧誘により、郵便等で契約させる販売。

初テイク・初シヨク…商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上、支払わなければならないと勘違いさせて支払わせることを狙った販売。

訪問購入…購入業者が、店舗等の営業所以外の場所（例えば一般消費者等の自宅等）で消費者から物品（政令で定めるものを除く）を購入する取引のこと。主な相談事例は貴金属の買い取り。2013年2月21日以降の契約からクーリング・オフの対象となった。

その他無店舗…店舗ではない所での販売。露天、屋台店、その他これらに類する場所での販売。

用語解説4 (P23「5 商品・サービス」の説明)

商品一般…商品の相談であることが明確であるが、その商品（サービス）の分類が、食料品、住宅等特定できないもの、複数の分類にまたがっているもの。または特定する必要のない相談。

デジタルコンテンツ…電話やファクシミリ、インターネット等のコンピュータオンラインネットワークを使って情報を得るサービス。主な相談事例は、架空・不当請求。

不動産貸借…賃貸住宅の転居に伴う、礼金敷金や原状回復など。

フリーローン・サラ金…消費者金融会社、クレジット会社、銀行等が扱う、用途を限定しないで設定されている消費者ローン。主な相談事例は、多重債務・高金利によるトラブル。

工事・建築…訪問による、水まわりや屋根の修理など。

他の健康食品…ゲルマニウム飲料、医薬品ではないコラーゲン粉末など。

役 務…質問サイト、セキュリティソフトなど。

その他のサービス・修理サービス…トイレの詰まりの修理、雨どい修理など。

板橋区的生活安全対策

1 板橋区生活安全協議会

(1) 概要

板橋区生活安全条例第7条に基づき設置され、区、警察・消防等の関係機関・団体が生活安全に関する協議を行う機関です。

(2) 委員の構成

協議会の委員は、区長、区議会正副議長、企画総務委員長、区内警察署長、消防署長、防犯協会、防火防災協会等の関係機関・団体から選出された委員で構成しています。



(3) 協議内容

- ① 板橋区生活安全協議会の取り組み状況
- ② 区内犯罪発生状況
- ③ 区内火災発生状況
- ④ 悪質商法等による消費者被害の状況

(4) 専門部会

板橋区の安心・安全を推進させるため、具体的かつ実効性のある施策を議論する専門部会を設置しています。

2 特殊詐欺対策

特殊詐欺被害防止対策として、板橋区では、特殊詐欺等対策電話機等を購入した区民に対して購入費用の一部を補助する補助金制度及び、特に被害に遭う可能性の多い高齢者に対する簡易型自動通話録音機の無償配付事業を実施しています。

※ 特殊詐欺等対策電話機等

警察または地方公共団体等から提供を受けた迷惑電話番号情報等を使って、特殊詐欺及び悪質なセールス等に関する着信を自動で拒否する機能または、自動応答録音装置機能を備えた特殊詐欺等の対策のために開発された電話機及び機器。

(1) 特殊詐欺等対策電話機等の購入補助事業

事業内容 区民が区内事業者から特殊詐欺等対策電話機等を購入した場合、費用の一部を補助する。

対 象 補助金申請時、板橋区に居住し、かつ、区の住民基本台帳に記録されている者であること。

補 助 額 補助対象経費の1/2（上限額2,000円）

(2) 簡易型自動通話録音機の配付事業

事業内容 詐欺対策のために、電話機に貼り付けて使用する取り扱いの簡単な特殊詐欺対策用品（受話器を取るとセンサーが作動し、警告音声が生じた後、通話録音を自動で開始する機器）を無償配付する。

対 象 65歳以上の区民

配付場所 区役所、警察署



3 板橋区総合安心・安全パトロール

児童の登下校時の安全確保と犯罪抑止及び区が設置または管理する公園、広場等やバーベキュー場、区道における適正利用の促進並びに集積所において条例に違反する行為を中止させ、板橋区の安心・安全を守ることを目的とし、青色回転灯を装備した3台の「青色防犯パトロールカー」で24時間切れ目のないパトロールを実施しています。

パトロール時には警察署に立ち寄り、情報交換を行うとともに、昼間帯は防犯に関する啓発放送も実施しています。



4 通学路安全プログラム

「板橋区通学路安全プログラム」を制定し、一年を通じて、

- ① 学校及びPTA・保護者等の学校関係者による通学路安全点検
- ② 警察や道路管理者、教育委員会事務局等の関係機関との合同点検
- ③ 対策案の検討
- ④ 対策の実施

というPDCAサイクルを回して、子どもの通学路の安全確保を図っています。

5 いたばし子ども見守り隊

散歩や買い物、外回りの掃除等を児童の登下校時間に合わせて行い、児童に声をかけるなどして児童の安全を見守ります。「できるときにできることをやる。」ということの基本とし、方法や回数、集団でのパトロールなどは一任しています。

活動の際は、見守り隊員として判別できる腕章（子ども見守り隊・板橋区教育委員会）、名札を着用しています。

登録者数 2,001名（令和4年12月現在）

6 スクールガード

見守り隊の活動に、さらに踏み込んで登下校時の児童の安全を確保するために、通学路やわき道等を防犯パトロールし、犯罪に巻き込まれるのを抑止するための活動を行います。活動の際は、ベスト（板橋区防犯・スクールガード）、名札を着用しています。

登録者数 375名（令和4年12月現在）

7 板橋区犯罪抑止生活安全のつどい

全国地域安全運動（10月11～20日）に先駆け、区、警察、防犯協会、町会連合会と共催で「板橋区犯罪抑止生活安全のつどい」を区立文化会館で開催しています。

毎年式典のほか、防犯に関する講演会、歌謡ショー等を行っております。

※ 令和2～4年度については、新型コロナウイルスの影響により対面形式を中止し、動画形式等により実施。



8 板橋区生活安全の日

板橋区生活安全協議会では、年末に増加する犯罪、火災の防止を啓発するため、平成14年に毎年12月20日を「板橋区生活安全の日」と定めています。

毎年12月20日には、区、警察、消防、防犯協会、防火防災協会と協力し、街頭キャンペーン等を実施しています。



9 板橋セーフティ・ネットワーク

(1) 目的

誰もが安心して暮らせるまち「板橋」の実現のため、区内を中心に業務を行っている事業者の方々が本来の業務を行いながら、防犯活動を実施し、犯罪の抑止及び早期解決を図っていくことを目的としています。

参加事業者数 143 事業者（区含む）（令和4年12月現在）

(2) 活動内容

- ① 不審者等を発見した際の110番通報等への協力
- ② 自動車、バイク等に「パトロール中」と表示しているマグネットやステッカー等を貼付け業務を行う
- ③ 窓口、顧客への防犯啓発チラシ、用品の配布

防犯は 地域のかと みんなの眼

パトロール中 

ITABASHI SAFETY NETWORK
板橋区 板橋・志村・高島平警察署

10 地域安全マップ作製講習会の開催

地域安全マップとは、実際に地域を歩き、犯罪が起こりやすい場所を調査し、マップを作製することで犯罪被害への防止能力向上を目的としています。

板橋区では、区立小学校PTA連合会と共催で、小学生の保護者を対象に毎年「地域安全マップ作製講習会」を開催し、「地域安全マップ」づくりの普及に努めています。



11 親子体験型防犯講習会(親子で安全教室)の開催

子どもの安全対策として、4月に小学校へ入学する幼児とその保護者を対象に、外出時に犯罪に遭わないための行動を専門の講師が解説し、実際に親子で体験する講習会を毎年開催しています。



12 防犯に関する補助金制度

板橋区は、防犯活動を行う町会・自治会、商店街等の地域団体に対し、防犯カメラ等の防犯設備を設置する際に一定条件の下、補助金を交付しています。

防犯カメラ設置申請数 106 団体 839 台（令和 3 年度末現在）

（１）地域見守り活動支援補助事業

「安全・安心まちづくり推進地区」の指定を受けた地域団体が、防犯カメラ・防犯灯などの防犯設備を設置する場合に事業費を補助します。

対象団体 町会・自治会等の地域団体（商店街は町会・自治会と連携する場合のみ対象）

対象事業 防犯設備補助事業（防犯カメラ、防犯灯など防犯設備の整備）

地域防犯環境改善補助事業（防犯ベスト、青色回転灯、落書き消去用品の購入等）

補助率・限度額

① 防犯設備補助（地域団体が連携する場合）

区補助金：1/3 上限：300 万円 / 都補助金：1/2 上限：450 万円

② 防犯設備補助（地域団体が単独の場合）

区補助金：1/3 上限：200 万円 / 都補助金：1/2 上限：300 万円

③ 地域防犯環境改善補助

区補助金：1/3 上限：13 万円 / 都補助金：1/2 上限：20 万円

（２）防犯設備の整備事業費補助事業

地域の安全対策を推進・強化するために、町会・自治会、商店街が防犯カメラ等を設置する際の費用の一部を補助します。

対象団体 商店街及び商店街の連合会

対象事業 防犯カメラ、防犯灯など防犯設備の整備

補助率・限度額

区補助金：1/3 上限：300 万円 / 都補助金：1/3 上限：300 万円

(3) 防犯カメラ維持管理経費補助事業

地域の防犯力の維持向上を支援するため、都区の補助を受け設置した防犯カメラについて、地域団体に対し維持管理経費を補助します。

補助対象経費	補 助 内 容
① 維持管理費	1 台当たり 2,500 円
② 移設撤去費	移転撤去に要した額 (1 台当たり 10 万円限度)
③ 電気料金	地域見守り活動支援補助事業により設置した場合 対象経費の 5/6 対象経費の上限：5,000 円 (1 台当たり)
	防犯設備の整備事業費補助事業により設置した場合 対象経費の 2/3 対象経費の上限：5,000 円 (1 台当たり)
④ 使用料	地域見守り活動支援補助事業により設置した場合 対象経費の 5/6 対象経費の上限：3,000 円 (1 台当たり)
	防犯設備の整備事業費補助事業により設置した場合 対象経費の 2/3 対象経費の上限：3,000 円 (1 台当たり)

※ ①の経費に対する補助金を申請する場合、同一年度に③④の経費に対する補助金を申請することはできない。

※ 令和 4 年 12 月 31 日現在の情報になります。年度により制度内容が変更になることがありますので詳細は、お問合せください。

●危機管理部防災危機管理課 防犯促進係…03-3579-2153

13 犯罪発生情報の配信

板橋区では、区内警察署及び「メールけいしちょう」等からの情報をもとに、区内で発生した「詐欺被害」「侵入盗」「その他の犯罪」「女性・子どもに対する犯罪」等の発生状況をまとめた「最近の犯罪発生情報」を板橋セーフティー・ネットワーク参加事業者や多くの区民が利用する区民事務所、地域センター、図書館等公共施設へ毎週 1 回配信しています。また、区ホームページでも配信しています。

14 板橋区防災メールの配信

板橋区では、防災情報によるメール配信以外にも区内で重大な事件等が発生し、被害が拡大する恐れがある場合に注意を喚起するための情報（危険性の高い犯罪情報等）を配信します。

15 板橋区防災・防犯ツイッターの配信

防犯に関するイベント情報や動画配信のお知らせ等、板橋区の防犯に関する取り組み等の情報を配信します。

16 防犯意識啓発動画の配信

動画配信は、区民が自発的に視聴するため、広報・普及啓発効果が高いことから、警察、防犯協会、関係団体等と協力して、防犯意識啓発動画を作成し、配信しています。

17 防犯絵本(冊子)の作成

令和4年度に、子どもたちの防犯意識向上を目的に、幅広い年代から高い人気を誇る「かいけつゾロリ」とコラボレーションした防犯絵本(冊子)「かいけつゾロリ板橋防犯大さくせん」を制作しました。

区立図書館で閲覧・貸出できるほか、区内の保育園幼稚園・小学校・あいキッズに配置し、子どもの防犯教室などで活用しています。



18 消費生活相談事業

消費者センターでは、購入した商品や契約などに関する苦情相談、その他消費生活全般にわたる相談を、電話や来所で受け付けています。寄せられた相談については、必要に応じて関係各機関との連携を図りながら、消費生活相談員が助言・あっせん等を行っています。

消費者センターに寄せられる相談は、現在の社会、経済情勢、インターネットの普及等を反映し、多岐に渡りまた複雑化しています。このような状況のもと消費生活相談員を講師として派遣するなど区民に対する啓発活動の充実を図っています。

また、寄せられた相談事例をもとに、広報いたばしへの啓発記事の掲載、ホームページやSNSでの情報提供、青色回転灯装備パトロールカーによる啓発アナウンス、啓発リーフレットや情報紙「くらしのEye」の発行、各種啓発講座を開催し、区民への注意喚起を行っています。

(1) 啓発リーフレットの配布

対象	タイトル	作成数量	備考
小学5年生	わたしたちの生活	8,800	家庭科用副読本
小学6年生	おこづかいは計画的に使いましょう！	4,250	金融教育
若者	SNSがきっかけに！悪質商法に気をつけろ！！	5,000	区内高校最上級生
若者	18歳になる君へ	11,000	区内高校全生徒
一般区民	・消費者トラブルひとりで悩まずすぐ相談 消費者ホットライン ・板橋区消費者センター公式 Twitter はじめました	1,000	消費者センターリーフレット
一般区民	・消費者お助けダイヤル 188 ・新型コロナワクチン詐欺に注意	200	消費者センターリーフレット
高齢者	気づいてシグナル防ごうトラブル	2,500	
高齢者	ネットワーク通信	3,900	見守り関係者
多重債務者	借金でお悩みの方へ	550	

(2) 講師派遣事業

悪質商法等に関する勉強会を自主的に考えているグループに対し、消費生活相談員を講師として派遣し、啓発講座を実施しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
講師派遣	12回	8回	7回	4回

(3) 高齢者被害への対策

高齢者の悪質商法被害の特徴としては、高齢者自身に被害者意識が薄く、被害に遭ったことになかなか気がつかないこと、また、被害に遭ったことを恥ずかしく思ったり、騙されて契約したことを認めたくないという心理が働くことで、被害が拡大してしまう傾向があります。被害額が高額になるケースも、他の年代に比べ多くなっています。

被害の早期発見や未然防止のためには、高齢者を取り巻く人々が手を携えて高齢者自身を啓発し、見守ることが大切です。

そこで、日頃高齢者に直接接する機会の多いケースワーカーやケアマネジャー、また、高齢者本人とその家族などを対象に、消費者被害の現状と防止策を周知することにより、区民が安心して暮らせる街づくりを目指しています。

「ネットワーク通信」の発行

高齢者の見守り関係者向けに「ネットワーク通信」を発行し、相談事例等の情報提供を行うことで、連携の強化に努めています。（不定期）

関係条例

東京都板橋区生活安全条例

平成14年3月11日東京都板橋区条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、地域における犯罪等を未然に防止するため、区、関係機関、関係団体、事業者及び区民が、相互に連携した活動を行うことにより、地域社会における生活安全を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「生活安全」とは、犯罪等から区民の生命、身体及び財産を守り、区民が安心して生活できることをいう。

2 この条例において「関係機関」とは、区の区域を管轄する警察署、消防署その他の生活安全に関する事務を所管する官公庁をいう。

3 この条例において「関係団体」とは、生活安全に関する活動を行う団体をいう。

4 この条例において「事業者」とは、区内で事業活動を行う者をいう。

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 生活安全に関する意識啓発

(2) 生活安全に関する活動の支援

(3) 生活安全を推進するための環境整備

(区民の責務)

第4条 区民は、生活安全に関する意識を高め、自らの生活安全の確保及び生活安全に関する活動に努めるものとする。

(関係団体の責務)

第5条 関係団体は、その構成員に対して、生活安全に関する意識啓発に努めるものとする。

2 関係団体は、区が実施する第3条各号に掲げる施策及び関係機関が実施する生活安全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、区民の生活安全の確保に努めるものとする。

2 前条第2項の規定は、事業者について準用する。

(生活安全協議会)

第7条 区民の生活安全に関する事項を協議するため、区に、生活安全協議会を置く。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

東京都板橋区暴力団排除条例

平成24年10月30日東京都板橋区条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、東京都板橋区（以下「区」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、区民の安全で平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 区民等 区民及び事業者をいう。
- (5) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 暴力団排除活動 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより区民の生活又は区の区域内（以下「区内」という。）の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
- (7) 行政対象暴力 暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が区民の生活及び区内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、区及び区民等との連携及び協力により推進するものとする。

(区の責務)

第4条 区は、区民等の協力を得るとともに、警察及び法第32条の3第1項の規定により東京都公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターその他の暴力団排除活動の推進を目的とする機関又は団体（以下「警察等」という。）との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

(区民等の責務)

第5条 区民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、次の各号に掲げる行為をするよう努めるものとする。

- (1) 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区又は警察等に当該情

報を提供すること。

(2) 暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。

(3) 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

(区の行政対象暴力に対する対応方針の策定等)

第6条 区は、法第9条第21号から第27号までに掲げる行為（同条第25号に掲げる行為を除く。）その他の行政対象暴力を防止し、区の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

(区の事務事業における暴力団排除措置)

第7条 区は、公共工事その他の区の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、警察等と連携し、区が実施する入札に参加させないことその他の暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(補助金の交付等における措置)

第8条 区は、区が行う補助金等（区以外の者に交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないものをいう。以下同じ。）の交付又は貸付金の貸付け（以下「補助金の交付等」という。）により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるときは、補助金の交付等について定める他の条例等の規定にかかわらず、補助金の交付等をせず、又は補助金等若しくは貸付金を返還させることができる。

(区が設置する公の施設における暴力団排除措置)

第9条 区長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者で区が設置する公の施設を管理する者をいう。）は、区が設置する公の施設の利用者について、当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものと認められるときは、当該公の施設の利用について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用を拒むことができる。

(意見聴取)

第10条 区は、必要があると認めるときは、前3条に規定する公共工事その他の区の事務若しくは事業の実施、補助金の交付等又は公の施設の利用の承認が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるか否かについて、警察等の意見を聴くことができる。

(広報及び啓発)

第11条 区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(区民等に対する支援)

第12条 区は、区民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、区民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 区は、区民等が安心して暴力団排除活動に取り組むことができるよう、警察等と連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(青少年の教育等に係る措置等)

第13条 青少年（18歳未満の者をいう。以下同じ。）の教育又は育成に携わる者は、青少年が、暴

力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 区は、必要があると認めるときは、前項の措置が円滑に講じられるよう、警察等と連携し、職員の派遣、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(暴力団事務所排除の支援)

第14条 区は、暴力団事務所（暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。）の排除に係る訴訟であって、暴力団排除活動に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、警察等と連携して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うことができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区二丁目66番1号 URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

板橋区の生活安全

令和5年1月発行

板橋区危機管理部

防災危機管理課防犯促進係

電話 03-3579-2153